

文 書 番 号
年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所
学校法人
理 事 長

学校法人〇〇学園寄附行為変更届

このたび学校法人〇〇学園の寄附行為を変更したので、私立学校法第 108 条第 5 項及び、同法施行規則第 46 条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の事由
- 2 変更の内容
- 3 変更の時期

(添付書類)

- (1) 変更条項の新旧対照表
- (2) 新寄附行為
- (3) 理事会等の議事録写
- (4) 学校法人登記事項証明書（全部事項証明書）

(注)

1. 準学校法人の場合は、本文中の根拠条項を「私立学校法第 152 条第 6 項において準用する同法第 108 条第 5 項及び同法施行規則第 56 条において準用する同法施行規則第 46 条第 2 項」と記載すること。
2. 学校法人登記事項証明書（全部事項証明書）は、登記事項に変更がない場合は添付不要であること。
3. 変更後の寄附行為の施行日については、理事会等の議決の日、またはそれ以降の理事会等において議決された特定日であること。